

国分寺市教育委員会議事録・第6-1号

会議の種類 第4回国分寺市教育委員会定例会

会議の日時 平成31年4月25日(木) 午前9時30分

会議の場所 国分寺市立教育センター 5階 教育資料室

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古屋 真 宏
教育長職務代理者	富山 謙 一
委 員	戸塚 晃
委 員	佐久間 博 美
委 員	大木 桃 代

(説明員)

教育部長	堀田 順也
教育総務課長	日高 久善
学務課長	中島 弘美
学校指導課長	富永 大優
統括指導主事	大島 伸二
指導主事	關 友矩
指導主事	野村 宏行
社会教育課長	千葉 昌恵
ふるさと文化財課長(統括)	櫻井 明徳
公民館課長兼本多公民館長	前田 典人
恋ヶ窪公民館長	増本 佐千子
光公民館長	久保祐司
もとまち公民館長	豊泉 早苗
並木公民館長	本 望慎一
図書館課長兼本多図書館長	藤川 浩二
(事務局)	
書記	山田 隆史
書記	大嶽 みなみ

傍聴者 1人

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として2番佐久間委員、4番富山教育長職務代理者を指名した。

〔前会議事録の承認〕

- ・平成31年2月26日開催の平成31年第2回国分寺市教育委員会定例会議事録第4-1号
- ・平成31年2月26日開催の平成31年第2回国分寺市教育委員会定例会議事録第4-2号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。昨今、初夏を感じさせる陽気になりました。本日も少し蒸し暑い気候でございます。いよいよ明後日から10連休が始まります。その期間の中には、天皇の御退位、新天皇の御即位、また改元等もございますので、子どもたちにとっても、我々にとっても一つの節目になるのではないかと思っております。10連休をどのように過ごすかについては、学校からも御指導をいただいておりますが、様々な経験や体験を積んでほしい、実りある連休を過ごしてほしいと思っております。

〔議事〕

1 議案第24号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則(平成25年教委規則第5号)第4条第1項の規定に基づき、平成31年4月1日より委員の任命を行う必要があり、専決処分したものである。

統括指導主事 平成31年度国分寺市コミュニティ・スクール協議会委員の任命について、前回の3月22日開催の教育委員会定例会でも提案をさせていただきましたが、この度役職による充て職のため空欄になっていた委員についても決定いたしました。資料の名簿の中で網かけになっている部分が新たに決定した委員となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(意見・質疑の要旨)

佐久間委員 コミュニティ・スクール協議会の委員の皆様につきましては、学校と地域がより良い関係を継続的に築くため、多くの方に御協力いただいておりすることにお礼を申し上げたいと思います。

メンバーの構成について教えていただきたいのですが、第七小学校から第九小学校まで設置校の校長先生が委員として入っていらっしゃらないのですが、それはどうしてなのでしょうか。議案第28号の国分寺市公立学校運営協議会には、各校の校長先生が委員となっておりますので、その違いを教えていただければと思います。

統括指導主事 まず、コミュニティ・スクール協議会には、学校運営に関する基本的な方針の承認が役割としてございます。この学校運営に関する基本的な方針は校長が作成いたしますので、その承認をする立場の中に校長が入らない形になっております。学校運営協議会は、校長も含めて一緒に学校運営の方針を検討していくことになりますので、その点に違いがあるということでございます。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

2 議案第 25 号 平成 31 年度国分寺市一般会計補正予算案について＜教育長提出＞

（議案の内容と説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

教育総務課長 今回の補正予算案につきましては、債務負担行為 1 課 3 件、歳入 2 課 3 件、歳出 3 課 10 件となってございます。

まず、1 ページ目、総括表の債務負担行為を御覧ください。項番 1 は新教育系システム導入・運用委託事業（教育 I C T 環境整備）ですが、限度額を 5 億 4,739 万 3,000 円から 4 億 9,293 万 3,000 円に変更し、差額の 5,446 万円を今回の補正予算の歳出で増額補正するものでございます。総額に関しては変更はございません。こちらの理由としまして、東京都より働き方改革関連整備に関して平成 31 年度の補助金交付制度の通知がございました。教育 I C T 環境整備拡充予定のシステムについても、補助対象となる見込みでございます。この補助対象経費はシステムの導入経費でございます。本番稼働後の保守や維持管理費などは含まれておりません。平成 31 年度当初予算では、利用期間の 5 年間で平準化し、経費を支払うことを前提で計上をいたしました。補助制度を活用するためには、導入経費を今年度に支払う必要があるため、債務負担行為額を減額し、当該金額を今年度の歳出予算額に増額補正をする必要があるため、変更するということになってございます。

続きまして、項番 2 番及び 3 番はエアコンの借上げでございます。一つ目は第七小学校の特別支援学級の教室、二つ目は第二中学校の同じく特別支援学級の教室と第三中学校の音楽室、それぞれ 10 年リースで設置をするものでございます。

歳入につきましては、教育総務課にてまとめて御説明しまして、歳出については各課より御説明をさせていただきます。

続きまして、歳入の総括表を御覧ください。歳入につきましては、教育総務課 1 件、学校指導課 2 件でございます。教育総務課の 1 件は、債務負担行為でも御説明いたしました学校における働き方改革推進事業補助金で、2,654 万 5,000 円の皆増でございます。補助率は 2 分の 1 になります。

続きまして、学校指導課の 1 件目、都支出金、教育費都補助金としてスクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金 493 万 8,000 円の増額補正をするものでございます。理由としまして、支援事業対象校の決定がされたことによるものでございます。

2 件目は都支出金の教育費委託金として、教育方法等改善研究委託金 399 万円を増額補正するものです。内訳としまして、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金 305 万円、特別支援学級の専門性向上事業委託金 20 万円、持続可能な社会づくりに向けた教育推進校事業委託金として 44 万円、プログラミング教育推進校事業委託金で 30 万円でございます。

続きまして歳出の説明に移らせていただきます。

まず教育総務課です。項番 1、教育総務費、事務局費、委託料でございます。こちらも債務負担行為で御説明いたしました教育 I C T 環境整備拡充補助制度を活用するために、導入経費を減額した債務負担行為額を今年度の支払を行うため増額補正するもので、補正額は 5,446 万円でございます。

項番2、小学校費、学校管理費、小学校の運営に要する経費の使用料及び賃借料でございます。先ほど債務負担行為で御説明いたしましたが、第七小学校のエアコンの借上げになります。51万4,000円の増額補正をするものでございます。

一つ飛びまして項番4、中学校費、学校管理費、中学校の運営に要する経費、使用料及び賃借料でございますが、こちらも同じく第二中学校及び第三中学校のエアコンの借上げになります。合わせまして100万9,000円の増額補正をするものでございます。

項番3に戻りまして、小学校費、学校管理費、小学校の施設維持管理に要する経費の需用費でございます。1月に行いました自家用電気工作物保守点検におきまして、検査報告が3月に提出されました。そちらに基づいた第二小学校及び第八小学校の電気設備等の老朽化による修繕に伴うものでございます。金額にいたしまして2,729万6,000円の増額でございます。

学校指導課長 学校指導課から補正予算について5件御説明させていただきます。

スクール・サポート・スタッフ配置支援事業について493万8,000円の増額補正をお願いいたします。補助率は東京都10分の10となります。東京都の働き方改革の一環として、臨時職員のスクール・サポート・スタッフを学校に配置することで、業務負担の軽減を図るものであります。今年度、新たに4校が配置支援事業対象校として決定しました。また、5校において時間数の追加が決定いたしました。

続きまして、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業について305万円の増額補正をお願いいたします。補助率は東京都10分の10となります。この度、第二小学校と第七小学校がオリンピック・パラリンピック教育アワード校として指定を受けました。また、第七小学校については、併せて文化プログラム実施校にも指定されております。また、第十小学校がパラリンピック競技応援校に指定されております。

続きまして、持続可能な社会づくりに向けた教育推進校事業について44万円の増額補正をお願いいたします。補助率は東京都10分の10となります。この度第一中学校が東京都教育委員会より持続可能な社会づくりに向けた教育推進校として、2年間の指定を受けました。中学校では平成33年度から全面実施される新学習指導要領では、生徒が持続可能な社会の担い手になることを期待していると述べられています。本事業では持続可能な社会づくりに向け、自然環境や地域、地球規模等の諸課題について、生徒一人ひとりが自らの課題として考え、解決していくための能力や態度を育成する取組の普及・啓発を図ってまいります。

続きまして、特別支援学級の専門性向上事業について、20万円の増額補正をお願いいたします。補助率は東京都10分の10となります。この度第七小学校が指定校となり、都立特別支援学校のセンター的機能を活用して、計画的・継続的な特別支援学級の支援を受け、教員の専門性を高めるという事業になります。国分寺市においては、立川市、国立市とともに都立武蔵台学園をセンター校として事業を進めてまいります。

最後にプログラミング教育推進校事業について30万円の増額補正をお願いいたします。補助率は東京都10分の10となります。第六小学校が昨年度から2年間の指定を受け、その2年目となります。プログラミング教育を推進するに当たって、支援団体等と小学校の効果的な連携を推進し、公開授業や成果報告会等を実施して普及・啓発を図ることを目指してまいります。

公民館課長兼本多公民館長 公民館課からは、公民館費、公民館の施設維持管理に要する経費の委託料です。施設維持管理委託による契約差金になります。公民館施設管理業務委

託として、公民館及び併設する図書館の建物総合管理業務を5館で一括3年の業務委託を行っております。その契約差金によるもので、2,122万6,000円の減額補正になります。

(意見・質疑の要旨)

富山教育長職務代理者 歳入の教育総務課の1番に、学校における働き方改革推進補助金と記載があります。質問は、働き方改革に関わってＩＣＴを導入することによって何がどう変わるのが、期待されている部分を説明していただきたいと思います。特に出退勤の管理や、学校徴収金の管理がシステムの導入によって何がどのように変わるのでしょうか。また、他にあればそちらも含めて、期待される部分を説明してください。

教育総務課長 ただ今の御質問でございますが、出退勤管理につきましては、ＩＣカードによる出退勤の管理システムを導入させていただくことになります。学校に出勤した時間、退勤した時間がシステムの中で管理ができるということになってございます。そのことによりまして、管理職の職員が管理しやすく、また指導等ができる状況になろうかと思ってございます。

学校徴収金管理システムにつきましては、現在、学務課及び、学校で給食費の徴収をさせていただいてございますが、こちらの管理システムを活用することによりまして、間違なくお金の管理等が確実にできるのではないかと期待をしてございます。

教育長 校務支援システムについてはいかがでしょうか。

教育総務課長 統合型校務支援システムにつきましては、学校でそれぞれ作成をさせております成績表、子どもたちの出席簿等をシステムに入力することによりまして、統一したデータがそちらに含まれるということになります。そちらを活用することによりまして、業務の軽減が図られると考えてございます。

富山教育長職務代理者 非常に働き方改革が期待できるのではないかと思っております。例えば通信簿は手書きの部分が非常に多く、あるいは学籍に関する部分についても印を押すことが多かったのですが、その部分の作成においても、通信簿一つとっても改善がなされることが期待できるのでしょうか。

教育総務課長 今まで手書きで行っていたものにつきましてシステムで管理を行い、システムの中に登録されていることによりまして、先生方がそちらを活用できることになりますので、改善がされていくだろうと考えてございます。

富山教育長職務代理者 機器の導入が働き方改革に寄与していくことを期待しています。ありがとうございました。

戸塚委員 歳出の教育総務課の3番についてです。二小、八小の電気設備の老朽化による修繕に伴う需用費の増あるのですが、具体的にはどこの電気設備が老朽化したのか教えてください。

教育総務課長 第二小学校につきましては、キュービクルの老朽化に伴いまして改修させていただくものでございます。第八小学校につきましてはPASという保護系電気システムでございます。こちらは第八小学校で漏電等が発生した場合に、周りの地域の住民の方に影響が出てしまわないよう遮断するシステムでございます。こちらの老朽化によりまして改修が必要となってございます。

戸塚委員 今の御説明で二小のキュービクルというのは何なのでしょうか。

教育総務課長 こちらは学校の外から入ってくる電気につきまして、電圧を調整するような機器になってございます。第二小学校で使用する量の限度が、足りない状況になってき

てしましますので、そちらをカバーするためにキュービクルを替えるという内容でございます。

戸塚委員 そうするとキュービクルというのは、入ってくる電気の量を調整するための設備ということなのでしょうか。

教育総務課長 そのような状況のものでございます。第二小学校は非常に大きい学校でございますので、学校で使用する電気量が足りなくなってしまう状況が、これから発生するというところも含めて替えさせていただくものでございます。

大木委員 公民館課にお伺いいたします。この度、契約差金に伴う委託料の減ということでございますが、こちらは市民の皆様へのサービスのレベルは変わらないと考えてよろしいでしょうか。

公民館課長兼本多公民館長 サービスの面では今までどおり清掃、空調設備、消防設備等の定期点検を実施するということでお願いしております。そちらについては仕様書に基づいて今までどおり行ってもらうことでお願いしております。

大木委員 予算、委託料が減るということ自体は市にとってありがたいことだと思いますが、市民の皆様へのサービスのレベルが維持できることを確認させていただいて、安心いたしました。

教育長 比較的大きな契約差金なのですが、その原因はあるのですか。

公民館課長兼本多公民館長 そちらにつきましては把握できないのですが、調べておきたいと思います。

教育長 わかりました。契約上このようになったということですね。

戸塚委員 歳出の学校指導課の4番です。一中が持続可能な社会づくりに向けた教育推進校事業の指定校として決定したということなのですが、一中の今後の具体的な取組は決まっているのでしょうか。

学校指導課長 一中からは現在出ている計画としては、持続可能な社会ということで、環境と地域との連携について、生徒自身が話し合いながら、どのようにしていくのがいいのかということを考え、表現し、判断していく、と聞いております。

教育長 今言われているSDGsという考え方に基づいた研究がなされているということで、期待していきたいと思っております。

佐久間委員 学校指導課の歳出の2番です。七小が文化プログラム実施校と指定されたと伺いましたが、内容はどのようなものなのか教えてください。

学校指導課長 七小の今年度の取組として三つ聞いております。一つ目は外国の音楽を楽しもうということで、市内在住の外国の歌手の方を招いて、その国の音楽を演奏してもらうということです。二つ目は、和太鼓に挑戦ということで、市内在住の武州太鼓の指導者を講師に招きまして、特別支援学級の児童を対象としてバチの持ち方、リズムの打ち方等を学ぶことです。3点目は、国際交流会を企画しまして、市内在住の外国人の方を招き日本の伝統文化、文化^{アート}や毛筆の習字などについて英語で伝えていくこと、ダンスコーナーでは外国の踊りを紹介してもらって、実際に子どもたちが体験することを考えていると報告を受けております。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

3 議案第 26 号 国分寺市立教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定に基づく審査請求先等の整理をするため、関係規則の様式を改正する必要がある。

教育総務課長 今回、一部改正をいたします規則は三つございます。国分寺市立教育センター条例施行規則、国分寺市立歴史公園条例施行規則、国分寺市公民館使用条例施行規則となります。いずれも改正内容は様式になりますが、行政処分をするときに、相手方にその処分に対する不服申立ての手続を示している教示文の一部になります。その教示文には、審査請求と訴訟についての二つの方法を記載してございます。審査請求の相手先は、原則、行政不服審査法第 4 条第 1 号に基づきまして、処分庁となる教育長となります。

3 枚おめくりいただきまして、新旧対照表の 3 ページを御覧ください。様式第 12 号（第 7 条関係）、国分寺市立教育センター使用料返還不承認書でございます。左側、現行の真ん中より少し上の部分に、「この決定に不服があるときは」の下の行に「国分寺市長に対して審査請求をすることができます」と記載されてございます。こちらにつきましては処分庁である教育長となるため、右側の改正後（案）のように、「国分寺市教育委員会教育長」となります。

次に、訴訟についてでございます。国分寺市長を被告として処分の取消しの訴えの訴訟において、国分寺市を代表する者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 56 条に基づきまして、国分寺市教育委員会となります。同じ 3 ページになりますが、左側、現行の真ん中あたりの行に下線太文字で記載のあります「国分寺市長」とあるものを、右側の改正後（案）のように「国分寺市教育委員会」とさせていただきます。以上の理由によりまして、ほかの様式につきましても同様の修正を行ってございます。

ただし、審査請求の例外といたしまして、公の施設を利用する権利に関する処分につきましては、地方自治法第 244 条の 4 第 1 項に基づきまして、国分寺市を代表する者は「国分寺市長」となります。新旧対照表の 1 ページを御覧ください。様式第 3 号（第 3 条関係）、国分寺市立教育センター使用不承認書でございます。公の施設を利用する内容でございますが、右側の改正後（案）、教示文の上段の部分には「この決定に不服があるときは」の下に「国分寺市長に対して審査請求をすることができます」と書いてございます。こちらにつきましてはこのままで、改正は行いません。

この内容につきましては、市長部局の法務担当と例規の見直しを行っている中で見つかりまして今回の改正に至ったという状況でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 おそらく、もともとの規定の変更ということでこのような形になっていると思いますが、訴訟において国分寺市を代表するものが市長から教育委員会又は教育委員会教育長となったことで、現実的にどのようなリスクが想定されるのでしょうか。また、過去の市長が代表者だったときの事例などがあれば教えてください。

教育総務課長 申し訳ございません。そちらにつきましては、確認をさせていただいてございませんので、分からぬ状況でございます。

大木委員 教育委員会がこのような形で関わるようになるという場合には、あらかじめ過

去の事例などを検討し、ある程度想定をしておいたほうが、万が一何か生じたときによりスムーズに対応できるのではないかと思いましたので、お時間のあるときに御検討をいただければと思います。

教育総務課長 今、委員がおっしゃったように、私のほうでも確認をし、検討してまいりたいと考えてございます。

教育長 時間があるときというよりも、早急に過去の事例をしっかりと把握をして、対応についても考えておいていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

4 議案第 27 号 市立小学校給食調理業務委託の実施予定校の決定について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

アウトソーシング実施計画その 2 に基づく市立小学校給食調理業務委託の平成 32 年度実施予定校について、教育委員会で決定する必要がある。

学務課長 1枚おめくりください。小学校給食調理業務につきましては、委託化を現在進めております。今年度までで 6 校で委託を行っており、直営で学校給食を行っているのは 4 校となっております。その 4 校につきましても、実施計画その 2 に基づきまして平成 37 年度までに委託化を進めていく予定であります。

今回、提案をさせていただく来年度の実施予定校につきましては、2 番に書いてありますように、これまでと同様に公募型プロポーザル方式で事業者を選定していきたいと考えております。庁内に審査委員会を設けまして、事業者からの提案書等により審査を行っていきたいと考えております。

現在、直営で給食調理業務を行っている学校につきましては、3 番に書いてありますように 4 校となります。この中で実施予定校につきましては、4 番で第二小学校を候補として挙げさせていただいております。選定理由といたしましては、調理員一人あたりの児童数が最も多いこと、また、昨年度行いました児童数等推計において、今後も増加傾向が続くことが見込まれているためとなります。

今後のスケジュールにつきましては裏面を御覧ください。本日、新規の委託予定校が決定しましたら、来月には保護者説明会を実施したいと考えております。その後、審査会において事業者の選定を行い、11 月には事業者を決定したいと考えております。また、平成 32 年度 4 月からの給食の業務委託となりますので、児童へ給食を提供する前には保護者向けの試食会を実施し、保護者の方に安心して新年度から学校給食を子どもたちに提供するところを確認していただきたいと考えております。提案内容は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 平成 32 年度に委託を実施する予定校の決定ということで、第二小学校を候補としたいというものでございます。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

戸塚委員 選定理由に、調理員一人あたりの児童数が最も多いことが挙げられているのですが、なぜ調理員一人あたりの児童数が多いことが選定理由なのか、もう少し説明してく

ださい。

学務課長 調理員一人あたりの児童数が多いため、調理員の負担が大きくなってきております。今後、さらに子どもの数が増えることで、調理員の負担が増えていく可能性がございます。委託事業者にすることで調理業務の方法が変わり、直営で行っているときよりも調理員数が増えて対応ができるということになります。調理員一人あたりの負担が減っていく中で、安全安心な学校給食を提供できるようになるのではないかと考えております。

大木委員 私も戸塚委員と同じことをお伺いしたいと思っておりました。こちらの選定理由は、既に業務委託を行っている6校におきましても同じような理由で選定されたのでしょうか。

学務課長 これまでの6校の選定理由は様々ございました。初めて行った第八小学校では、第八小学校が食育活動等を中心に行っているところもありまして選定理由とさせていただきましたし、また、栄養士が正規職員である安定した学校ということで選定をした学校もございました。昨年選定を行い、今年度から業務委託を実施している第四小学校につきましては、児童数が増えているということで選定をさせていただいております。

大木委員 それぞれの年度において選定理由はいろいろあるということは理解いたしました。安心安全な給食の提供というときに、まだ業務委託について保護者の方に十分御理解いただいている場合もございます。やはり今までのいろいろな選定理由と今回の選定理由の整合性などにつきまして、しっかりと御説明いただけるようにしていただいた上で、なおかつ児童に対してはもちろんですが、保護者の方にも十分に御理解いただけるように、丁寧に進めていただければと思います。

学務課長 安全安心な学校給食を提供することは、教育委員会の責務だと考えております。保護者の方にも御理解いただきながら丁寧な対応をしていきたいと考えております。

佐久間委員 二小で勤務されている9人の調理員の方の今後の配属先については、どのようにになっておりますでしょうか。

学務課長 この調理員9人の中には正規職員、嘱託職員、臨時職員が含まれております。正規職員につきましては退職者もおり、また異動等で対応をしていきたいと考えております。また、嘱託職員につきましては、任期満了の方もいらっしゃいますので、それぞれの方とお話をしながら今後の対応をしていきたいと考えております。

佐久間委員 今回、職種が変わるのがいらっしゃるかどうかはこれからのことだと思います。丁寧にお話合いを進めていただきたいと思います。

学務課長 職種が変わるとかいうのは、事務職へ変わることになりますと試験を受けることになりますので、その試験を御本人が受けるかどうかというところが出てくるかと思います。また、過去には給食調理業務から用務職場へという方もいらっしゃいました。どのような場合であっても、皆さんとこれからのことについてお話をていきたいと考えております。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

5 議案第28号 平成31年度国分寺市公立学校運営協議会委員の委嘱について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

国分寺市公立学校運営協議会設置要綱（平成 13 年要綱第 1 - 2 号）第 3 条の規定に基づき、委員を委嘱する必要がある。

統括指導主事 1 枚おめくりください。各校の公立学校運営協議会委員の名簿を添付しております。委員は校長、副校長の異動や P T A 役員の交代などにより、多くの学校で昨年度から 2 人から 3 人の方が新規となっております。

なお、第一小学校、第六小学校及び第三中学校については 7 人の委員となっておりますが、次年度に向けては御協力いただける方を検討していくことを確認しております。以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

（意見・質疑の要旨）

なし

（採決）

原案どおり可決（全員一致）

6 議案第 29 号 平成 32 年度使用教科用図書の採択要項の制定について＜教育長提出＞ (議案の内容と説明)

平成 32 年度使用教科用図書の採択要項について、決定する必要がある。

統括指導主事 2 枚おめくりいただき、平成 32 年度使用教科用図書採択の概要を御覧ください。平成 32 年度使用教科用図書については、小学校における各教科の教科用図書、小・中学校特別支援学級用の一般図書及び中学校における「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科用図書について採択を行います。

採択までは概要に記載の図の下から上に向かって進めてまいります。小学校における各教科の教科用図書については、各学校における調査研究を行い、教科用図書調査研究委員会を経て結果を教科用図書選定資料作成委員会に報告いたします。特別支援学級用の一般図書については、各特別支援学級設置校におきまして、一般図書の調査研究を教科ごとに進め、その調査結果を教科用図書選定資料作成委員会に報告いたします。

中学校における「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科用図書については、採択手続を一部簡略化して実施いたします。理由としましては、平成 32 年度に新学習指導要領に基づく教科用図書の採択が行われることを踏まえ、平成 30 年度検定において新たな図書の申請がなかったため、基本的には平成 26 年度の検定合格図書等の中から採択を行うこととなるためです。文部科学省からは現行の教科用図書の 4 年間の使用実績を踏まえつつ、平成 27 年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられるとの通知を受けております。このことを踏まえ、今年度は市内中学校長等で組織する教科用図書調査研究委員会において、現行の教科用図書の課題について調査研究し、その結果を 7 月 24 日に開催する教科用図書選定資料作成委員会に報告することといたしました。

教科用図書選定資料作成委員会では、これらの研究結果をもとに選定資料を作成し、8 月 8 日に開催される教育委員会臨時会に報告し、採択をしていただきます。

なお、6 月 14 日から 7 月 4 日までの期間は、ひかりプラザにおいて教科用図書の法定展示会、公民館においては市内展示を行う予定です。また、7 月 8 日から 8 月 23 日までの間は、教育委員の皆様に教科用図書を御覧いただく計画をしてございます。

資料の 2 ページ及び 3 ページには採択事務の日程について、4 ページには採択要項を記

載しております。7ページ以降は調査研究の進め方や各種様式等を添付させていただきましたので御確認ください。以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 いよいよ教科用図書の採択の時期が近づいてまいりました。委員の皆様方にも御苦労をおかけすることと思います。今年度につきましては、中学校の採択については平成26年度に検定に合格した図書であり新規のものはございませんので、採択手続きを一部簡略化させていただくことになっております。小学校については新たに検定に合格した図書でございますので、しっかりとお読みいただいて御検討いただきたいと思っております。併せて特別支援学級の一般図書の採択についても、よろしくお願いをしたいと思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

7 議案第30号 欠員補充に伴う国分寺市社会教育委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市社会教育委員の欠員を補充するため、国分寺市社会教育委員の設置に関する条例（昭和35年条例第4号）第2条の規定に基づき、委員を委嘱する必要がある。

社会教育課長 1枚おめくりいただきまして、社会教育委員候補者名簿を御覧ください。

こちらにつきましては、国分寺市公立小中学校校長会より御推薦をいただいた方でございます。御推薦をいただいたおりました方の御退職により、後任の方を新たに御推薦いただきました。

委嘱期間につきましては、2年の任期の残りの期間となりますので、平成31年4月25日から平成32年3月31日までとなってございます。こちらの委員の候補者につきましては、前職といたしまして国分寺市立第五中学校におきまして副校長を5年間務めております。説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(意見・質疑の要旨)

教育長 前任が国分寺市立第三中学校の前校長だった松本信之校長先生でしたが、御退職となりましたので新たに着任された岡本祐治校長先生が、国分寺市公立小中学校校長会からの御推薦をいただいたものでございます。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

8 議案第31号 欠員補充に伴う国分寺市史跡武藏国分寺跡保存整備委員会委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市史跡武藏国分寺跡保存整備委員会委員の欠員を補充するため、国分寺市史跡武藏国分寺跡保存整備委員会設置条例（平成23年条例第26号）第3条第1項の規定に基づき、委員を委嘱する必要がある。

ふるさと文化財課長（統括） 次ページを御覧いただきたいと思います。新規委嘱候補者

の名簿となります。本委員会の委員として史跡周辺にお住まいで、史跡の状況や実態をよく御理解されております武藏国分寺史跡地主会の会長が適任として、これまで継続して委員の御就任をお願いしてまいりました。ここで会長の交代がございましたので、候補者名簿に記載のとおり、武藏国分寺史跡地主会の新会長であります永澤悟氏を、識見を有する委員として新たに委嘱をしたいと考えております。任期は前任者の残任期間であります平成32年7月7日まで、本日、教育委員会の御承認をいただければ速やかに委嘱の手続を行いたいと思っております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

9 議案第32号 国分寺市公民館運営サポート会議委員の委嘱について<教育長提出> (議案の内容と説明)

国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱（平成27年要綱第2号）第3条に基づき、国分寺市公民館運営サポート会議委員を委嘱する必要がある。

公民館課長兼本多公民館長 第2期サポート会議委員の任期が本年4月30日に終了することに伴い、第3期の委員を委嘱する必要があるための提案となります。

資料を1枚おめくりください。市内の各公民館5館の名簿を添付しておりますので御説明いたします。任期は2年で平成33年4月30日までとなります。委員区分といたしましては、第1号委員は公民館の利用者、第2号委員は地域団体の代表者、第3号委員は学校教育の関係者、第4号委員が社会教育の関係者となっております。各館の新任委員につきましては、各館長から御説明いたします。

まず、本多公民館ですが、新任の方が7人です。1番の青木委員と4番の佐藤委員は自主グループに関わっている利用者です。2番の稻津委員と3番の梶木委員は公民館主催のグループの方になります。6番の菅本委員は文化団体連絡協議会からの推薦で国分寺市音楽連盟の会長をされています。7番、8番、9番につきましては、略歴等を御覧ください。

恋ヶ窪公民館長 恋ヶ窪公民館運営サポート会議委員の方について御説明を申し上げます。

新任の方は3番、荒川隆二さんです。こちらは内藤・日吉地域連合防災会から御推薦いただきまして新しい方になりました。続きまして5番、八橋宏さんは地域団体で社会福祉法人ななえの里就労支援B型ともしひ工房の代表の方でございます。6番の三島玲子さん、7番の石山美香さんは、それぞれ第五小学校PTA、第九小学校PTAからの御推薦を頂戴いたしまして新任の方でございます。8番の後藤正彦先生は第一中学校の校長先生です。こちらはこれまで第九小学校の東川校長先生がなさっていたのですが、今年度からは第一中学校の先生が担当されることになりましたので、新しく候補者としてお願いした次第でございます。

光公民館長 新任の方について説明させていただきます。1番、武田由起子さんにつきましては、幼い子のいる親のための教室を卒業して自主グループ化した「みかん」からの推

薦をいただいております。2番の方につきましては、外国人のための生活日本語教室のスタッフから推薦いただいております。国分寺市は外国人が増えておりますのでその観点からもお願ひしております。4番の方については第三中学校のPTA会長、5番の川上さんにつきましては、青少年育成西地区委員会からの推薦を得ております。6番の高木町自治会については町内会というだけではなくて、防災の観点からもお願ひしております。9番の茂呂校長先生につきましては、第二小学校校長という形でお願いをしております。

もとまち公民館長 新任の方についての御説明をさせていただきます。1番の赤井春樹さんは、「螢よもう一度の会」や「里山クラブ」で里山の保全の活動をされている方です。また、昨年度もとまち公民館は40周年を迎えたが、その際に実行委員会に加わっていただき、イベントや記念誌の作成にも尽力していただいた方でございます。2番の原嶋和子さんは「中国語サークル楽楽」で活動をされている方です。7番の長畠達也さんは国分寺地域包括支援センターもとまちのセンター長を務めている方で、今年度の事業の中でサードエイジの方をターゲットにした講座を考えるに当たり、包括支援センターの方に加わっていただきましたことにいたしました。10番の保谷正彦さんはもとまち図書館長です。前任のもとまち図書館長の退職に伴うもので、同じ建物であり連携を取る必要がございますので、お願ひした次第です。

並木公民館長 並木公民館では新任の方が3人になります。まず6番、西川葵さんは公民館の活動グループで読み聞かせのグループである「おはなしのくにピッピ」から御推薦をいただきました。8番、藤原和彦さんは第十小学校のPTAから御推薦をいただきました。9番、花田茂さんに関しましては、今期国分寺市立第五中学校の校長先生にお願いすることになりました。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 反対ということでは全くないのですが、第1号の公民館の利用者の委員の方々につきましては、いろいろな自主グループがあると思いますが、どのような基準でこれらの方々にお願いをされたのでしょうか。

公民館課長兼本多公民館長 基準は様々だと思いますが、長く利用されている方、信頼できる、広く御意見をいただけるなどの観点で選ばせていただいております。

教育長 例えればということで、公民館長の中でどなたか発言できますか。

もとまち公民館長 もとまち公民館の場合は、まずは臨時の利用者懇談会を開きまして、次期のサポート会議の委員についてお話しをしたいということで広報いたします。その中で立候補される方がいらっしゃいましたらその方にお願いいたします。しかし、立候補される方がもとまち公民館は今回ございませんでしたので、推薦をいただいたり、また日常業務をするに当たりまして、積極的にグループ活動や公民館の運営に御協力いただいている方に対して、こちらから積極的にアピールをして委員を務めていただけないかとお話をさせていただいたりして、決めさせていただいているとあります。

大木委員 公民館を御利用の方々はたくさんいらっしゃいますので、サポート会議の委員に新しく着任していただく方は、皆様のいろいろな御意見を幅広くお伺いできる方、あるいは積極的に関わってより良い御意見をいただける方といった、今、もとまち公民館長から伺わせていただいたような基準で選んでいただいているということで、安心いたしました。引き続きよろしくお願ひいたします。

教育長 2年間の任期のサポート会議委員になりますので、ぜひ公民館活動がより一層充

実するように、多くの御発言、御活躍をいただけたらありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

教育長 議案第 33 号「国分寺市教育委員会職員の懲戒処分について」及び報告 1 「国分寺市いじめ防止対策審議会の答申について」は、国分寺市教育委員会会議規則第 7 条に規定する案件でありますので、秘密会で御審議いただきたいと思います。

秘密会開催には、国分寺市教育委員会会議規則第 7 条の規定により、出席委員の 3 分の 2 以上の議決を要しますので、皆様にお諮りいたします。いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 委員全員の賛成をもって、秘密会の開催は可決されました。

国分寺市教育委員会会議規則第 8 条の規定により、関係者以外の方々は退室をお願いいたします。事務局は退室される方々の誘導をお願いいたします。

－秘密会－（午前 10 時 39 分～午前 11 時 12 分）

〔報告〕

2 寄附の受領について

(事務局からの説明)

教育総務課長 資料 2 を御覧ください。2 件寄附を頂戴してございます。1 点目は、第四中学校の吹奏楽部の子どもたちに活用をしてもらいたいということで、トランペットとトロンボーンを 1 本ずつ御寄附いただきました。

2 点目でございますが、例年、読売センターより御寄附いただいております新 1 年生に配布している防犯ホイッスルでございます。児童数の増を見込みまして、今年度は 1,050 個と例年より 50 個多くいただきました。3 月 26 日から 28 日にかけまして、各学校へ配布させていただきました。簡単でありますが、御報告は以上になります。

(意見・質疑の要旨)

なし

3 平成 30 年度国分寺市教育委員会名義後援の承認結果について

(事務局からの説明)

教育総務課長 お手元の資料 3 を御覧ください。平成 30 年度は合計 107 件の名義後援の承認をいたしました。一番後ろのページを御覧ください。内訳としましては、学校指導課が 11 件、社会教育課が 94 件、ふるさと文化財課が 2 件となっております。平成 29 年度は 104 件ございましたので、3 件の増となってございます。報告は以上になります。

(意見・質疑の要旨)

なし

4 平成 31 年度行政財産の使用について

(事務局からの説明)

教育総務課長 資料 4 を御覧ください。今年度も教育委員会で行政財産使用許可をした団体を一覧表としてございます。件数は、敷地及び施設の使用として 57 件、自動販売機の設置として 7 件、合計 64 件でございます。昨年度と比較しまして 8 件の減となってござります。主な減の内容につきましては、昨年度許可をいたしました防災備蓄倉庫につきましては 5 年間を許可するという形になってございますので、今年度につきましては記載がございません。新たに加わった内容につきましては、ひかりプラザの 1 階に国分寺市国際協会、国分寺市勤労者福祉サービスセンターが入ってございます。そちらの内容につきましては、4 ページを御覧ください。項番 47 番が国際協会、48 番が勤労福祉サービスセンターとなってございます。簡単であります。報告は以上となります。

(意見・質疑の要旨)

なし

5 平成 31 年度児童生徒数・学級数について

(事務局からの説明)

学務課長 平成 31 年 4 月 7 日を基準日といたしまして学級編制を行いましたので、御報告させていただきます。

資料 5 を御覧ください。表面が小学校です。小学校につきましては学級増が 4 校、第一小学校、第四小学校、第五小学校、第七小学校となり、学級減が 1 校、第六小学校となります。全体としましては普通学級が 3 学級増、特別支援学級が 2 学級増、全体として 188 学級となっております。児童数としましては前年度のこのタイミングと比較しまして 75 人増の 5,587 人となります。

中学校は裏面となりますのでおめくりください。中学校につきましては学級増が第二中学校と第四中学校となり、学級減となった学校はございません。全体としましては普通学級が 1 学級増、特別支援学級が 1 学級増の 69 学級となっております。生徒数につきましては昨年度と同じタイミングと比較しまして 36 人増の 2,207 人となっております。報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

教育長 児童生徒数の推計があると思いますが、その推計と比べて実態としてはどうだったのでしょうか。

学務課長 推計と比較いたしますと、小学校における学級数につきましては同数となっております。しかし、児童数については 112 人少なくなっています。こちらについては、三小や七小の周辺で開発がございましたが、販売や入居状況によるところがございまして、そこまでの増加にはなっていないこと、また、ここ数年増加率が高くなっていますが現在は若干増加しているものの、少し少なくなってきたのではないかと考えております。また、昨年度行いました推計につきましては、5 月 1 日を基準日としておりますので、今回の数値と全て比較ができるというところではございません。今後、5 月 1 日時点での数値等を確認していくたいと考えております。

中学校につきましては、学級数については 2 学級減となっております。生徒数について

は11人増となっております。こちらについても5月1日を基準日として推計を行っておりますので、今後確認をしてまいりたいと考えます。

教育長 推計とそれほど大きな差はない理解しておいてよろしいでしょうか。今後も増加傾向が見込まれるという中で、また施設数等も整備していくという観点からも、しっかりと見極めていきたいと思います。

大木委員 5月1日時点での児童生徒数でクラスが最終的に決まると思いますが、1、2人程度の増減でクラス数が変わってしまう可能性のある学校や学級はございますでしょうか。

学務課長 学級数につきましては、こちらの4月7日の基準日で1年間のクラスが決まるとなっておりますので、急に10人も引っ越してくるということがない限りは、このままの数字となります。

大木委員 以前、政府の方針などの関係ではありましたが、5月になったときに新たにクラスが増えたという事例がございました。せっかくお子さんたちが慣れたところで、また新しいクラスになるということがあったので、そうするとちょっといろいろあるかなと思いまして伺わせていただきました。学級数がこのまま変更がないことであれば安心です。

6 平成30年度第3回「いじめに関する調査」の結果について

(事務局からの説明)

野村指導主事 資料6を御覧ください。2月に実施しました平成30年度第3回「いじめに関する調査」の結果を御報告いたします。

前回の調査が平成30年11月末時点の調査でしたので、今回は平成30年12月1日から平成31年2月28日までを期間として調査いたしました。

調査結果です。資料右上を御覧ください。学校が認知したいじめの件数は、小学校が527件、中学校が31件でした。昨年度の同時期と比較しますと小学校は約1.5倍、中学校は約1.8倍と増加しております。認知数の増加については、前回も報告いたしましたとおり、平成30年度当初から認知方法の徹底について努めてきたことによるものと考えております。また、前回の調査と比較するといじめの認知件数は、小学校では前回の60%ほど、中学校では40%ほどに減少しております。これは学校がいじめについての問題意識を高め、いじめの予防、早期解決への取組を推進してきたことや、年間を通して学級における子どもたちの相互理解が進み、より良い関わり方を見出してきたことなどがその理由として考えられます。

いじめられている人を知っていると答えた人数は小学校では116人、中学校では4人でした。これは前回の調査から小学校、中学校とともにほぼ半減しており、また昨年度の同時期の調査と比較しても大幅に減少しております。一つの見方として、いじめの認知件数が減ったため、そのことに応じていじめられている人を知っていると答えた人数も減少した可能性が考えられますが、一方で周りからは見えにくいいじめにかかる行為が増加している可能性も考えられます。今後の推移も見守りながら、件数の減少の背景を分析していきたいと考えています。

認知したいじめの内容については、中段の表を御覧ください。最も多い内容は小学校では暴言、悪口等、中学校では嫌なこと・恥ずかしいこと等をされる、させられるでした。前回の調査と比較すると多くの内容は減少していますが、表の中の「暴力（重）」、ひどく

ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする行為については、小学校、中学校とともに増加しています。いずれも教員が両者の話を丁寧に聞き取って指導したり、保護者と連携を取り合ったりして一定の解決が図られ観察中となっています。学年と内容の関係を調査したところ、小学校では学年による大きな差は見られませんでした。また、学年が上がるにつれ、認知の件数やそれぞれの内容が減少していることがわかりました。これらは子どもの発達の段階に則した学校の指導や対応が、一定程度の効果を見せているとも捉えられます。中学校では認知数もさらに大きく減り、同様の推移を示していますが、嫌なこと・恥ずかしいこと等をされる、させられる行為が、中学校1年生で増えていることがわかりました。今後も中1ギャップの解消や人権教育の充実について、継続して指導をしてまいります。PC・携帯によることは、小学校では5件から4件へ、中学校では9件から0件へと減少しました。情報モラルにかかる事案についても、引き続き注視いたします。

右下の表についてです。これは今回の調査でいじめと認知した件の3学期末の対応状況です。小学校、中学校とともに第2回までの調査で認知した件も、第3回で新規に認知した件も全て観察中となっております。今後も観察中となっている件も含め、全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、学校が一丸となって教育活動に臨むよう指導を継続してまいります。

なお、この結果については、第1回いじめ防止対策審議会にて報告し、御協議いただく予定です。

(意見・質疑の要旨)

富山教育長職務代理者 認知件数が減ってきたこと自体は大変良いことだとは思いますが、報告にもありましたとおり、例えばPC・携帯によることが中学校で9件あったのが0件になったことは、私は良いことだとも思いますが、いじめが見えにくくなるという傾向があります。とりわけPCのところでは見えにくいと言っていいと思います。発達段階にある子どもたちですので、やはり継続して現体制を維持していくことをお願いしたいと思います。

野村指導主事 私たちも数字の減少だけにとらわれず、その理由について注視して分析していくことを思います。また、その見えにくいという状況があることも承知しながら、教育活動に当たるよう指導していきたいと思います。

教育長 しっかりと子どもたちの訴えを受けとめながら、丁寧に対応をしていくことで、認知の方法も変えてきたところです。徐々にその効果も生まれてくると思いますので、その効果と課題もしっかりと把握しながら、対応を図っていきたいと思います。

7 算数教室について

(事務局からの説明)

關指導主事 資料7を御覧ください。算数教室について御報告いたします。

算数教室は元横浜国立大学教授、片桐重男先生を講師として長年続いている事業でございます。児童にとって興味ある問題を取り上げ、問題解決の過程を通して算数、数学で大切な考え方を身につけることを目的としております。対象は市内在住又は市内の学校に通う小学校6年生です。今年度は資料にございますように57人の申込みがあり、昨年度と比べると参加人数は増加しております。また、その他の私立の学校からの応募も増えております。6月15日土曜日からスタートとし、年間10回、土曜日に実施する予定となってお

ります。

8 科学教室について

(事務局からの説明)

野村指導主事 資料8を御覧ください。科学教室はひかりプラザに科学センター事務局を置き、科学分野に造詣の深い市内外の小中学校の教員や専門家を講師として実施しております。今年度は小学校5年生が108人、小学校6年生が49人の計157人と昨年度より30人増の申込みがありました。4月20日土曜日にはいづみホールにて開講式を行い、今後、5年生は13回、6年生は12回の開催を予定しております。

(意見・質疑の要旨)

なし

9 国分寺市教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針について

(事務局からの説明)

統括指導主事 平成30年12月に文化庁から文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが出されたことを受け、東京都教育委員会において文化部活動の在り方に関する方針が、平成31年3月に策定されました。本市においては昨年6月28日開催の教育委員会定例会において、国分寺市教育委員会運動部活動の在り方に関する方針について御報告をいたしておりますが、お手元の資料9の文化部活動の在り方に関する方針についても、同様に基本的に国や都の方針に基づいて定めております。

内容としましては、文化部特有の留意点等がございますが、4ページにございます休養日や活動時間の基準については運動部と同様になっております。各中学校には現在、学校の部活動に関する活動方針等、運動部、文化部全ての部活動の年間活動計画を作成いただいております。今後、活動方針については、各学校のホームページにも掲載し周知を図ることとなっております。御報告は以上でございます。

(意見・質疑の要旨)

佐久間委員 中学校の文化部活動は、生徒が生涯にわたっての趣味や生きがいに出会うきっかけとなり、潤いのある生活を送ることにつながっていく大切な活動ですので、運動部活動に続いて文化部活動の方針が定められるということは、大変喜ばしいことだと思っております。

内容を拝見しまして、お願いしたいことと御提案がございます。お願いしたいことは、3ページの2番の(1)のイのところで、2行目に「過度の練習が生徒の心身に負担を与える、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと」になる、つながっていくということが書いてあります。中学生になりますと学校外で様々な活動に取り組んでいる生徒さんも大勢いらっしゃると思いますので、その活動と部活動が両立できるように、ぜひ学校でも御配慮をいただきたいと思います。それがお願いしたいことで、そのことに関連しまして、学校外の活動と両立しやすく、生徒の自主性も育む活動につながるような一つの例を御提案したいと思います。

少し長くなりますが、まずどのように考えるかということを、この方針の内容に沿って見てみます。1点目が、1ページの本方針策定の趣旨等の下、四角の中の一番下のところ

に「実施形態などの工夫を図ること」と書いてあります。2点目が3ページの先ほど見ていただきました「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」の（1）「適切な指導の実施」のイの部分です。3行目の後ろのところで、「生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう」とあります。3点目は、5ページの4「生徒のニーズを踏まえた環境の整備」の（2）「地域との連携等」のアの2行目の中ほどに、「学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携」とあります。

これらの3点を合わせまして、今までにはない形かもしれません、新たな実施形態の案を申し上げます。国分寺市においては文化活動が大変盛んですが、どの団体も高齢化が進んでおります。若い人たちにぜひ参加をしていただきたい、参加をしているところにおきましては、大変喜ばれているという現状があります。それらの様々な分野の活動に参加する生徒たちが、学校の中で一つの文化部として集まって、それぞれが所属しているところで学んだことや身につけたことをお互いに伝え合う、またそういう研究したことを校内で発表するような機会を持ってもらう、また、地域で行われる大会や参加する発表などを、お互いに見学し合うということを行うことで、地域と学校を結びつける、そして、生徒自身も学びを広げていく、観たことがない方たちにもそういったことを紹介して広げていくということが期待できると思います。

具体的な例としまして、小学生のときに伝統文化子ども教室に参加して、体験されたお子さんが大勢いらっしゃいますが、その子たちが中学生になっても、お稽古事として続けている場合があると思います。また、新たにそういう芸術文化活動を始めたいと思うお子さんにも、伝統文化子ども教室は中学生も対象になっておりませんので、チラシは今配られておりませんが、市報で募集記事が載っておりますので、ぜひ見ていただき、興味のあるお子さんには、そちらで体験をしていただき、そういうものを取り入れながら、学校の部活動にもつなげていくことができると、活動として広がっていくのではないかと思います。一つ一つの部を立ち上げようとしますと、顧問の先生や講師の方が多く必要になりますので、いろいろなものを体験しあわせに体験したものをお互いに学び合うというのも、一つの形態の在り方ではないかと思いまして、提案をさせていただきたいと思います。

統括指導主事 御提案ありがとうございます。まさにこの生徒のニーズを踏まえた環境の整備の中身については、教員の働き方改革の一環という意味も含められているのではないかと考えております。まさに地域と関わりながら行っていく教育活動が、部活動だけではなく重視されておりますので、この部活動がどのように地域と関わっていけるかを含めまして、委員からの御提案も含めて校長等にお伝えして、今後また検討をしていきたいと考えております。

佐久間委員 様々な新しい形が考えられると思いますが、様々な可能性を探り検討をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

教育長 部活動は生徒の自主的、自発的な活動でありますので、ニーズをしっかりと受けとめながら、学校としてどのようなことができるか、また、地域や様々な団体の方々にどのように御協力いただけるかということを検討していくことを検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

10 平成30年度寄贈図書の受領について

(事務局からの説明)

図書館課長兼本多図書館長 資料 10 でございます。平成 30 年度の図書館への寄贈図書の受領について御報告いたします。

昨年度 4 月 1 日から 3 月 31 日まで、市民等から以下のような内容で図書館に寄贈をいただきまして、蔵書として活用をしております。合計冊数は 2,788 冊で、一般書、文庫、児童書、地域資料、雑誌、大活字本、CD を資料記載の内訳で寄贈をいただいております。

11 平成 30 年度における市民サービスコーナーでの図書の貸出しについて

(事務局からの説明)

図書館課長兼本多図書館長 資料 11 を御覧ください。こちらは初めての報告になります。平成 30 年度における市民サービスコーナーでの図書の貸出しについての統計実績について御報告いたします。

cocobunji プラザにございます cocobunji 市民サービスコーナーが昨年の 5 月 1 日にオープンいたしました。また、国立駅前市民サービスコーナーにつきましても、約 2 週間後の 5 月 14 日にオープンいたしました。こちらの 2 か所におきましては、市立図書館におけるインターネット等による予約の図書の取り寄せができる窓口を開き、予約図書の受渡し作業を市民課窓口で行っております。その貸出し冊数と利用人数の月別の内訳になっております。

まず、cocobunji 市民サービスコーナーと国立駅前市民サービスコーナーの貸出し冊数は、昨年の 5 月から資料に記載のあるような形で推移しております。全体的には cocobunji が 9,605 冊、国立駅前が 9,089 冊で、ほぼ同数の貸出し冊数の傾向でございます。サービスの内容につきましても、市民の方には徐々に浸透していった様子がうかがわれ、8 月から 3 月までは 1 か月当たり約 1,000 冊前後で推移しております。

裏面を御覧ください。こちらにつきましては利用人数を表しております。棒グラフの傾向はほぼ同様でございます。利用人数につきましては、cocobunji が 4,778 人、国立駅前につきましては 4,466 人で、徐々に市民の方に利用が広がっていく傾向がこちらの統計でうかがえます。報告につきましては以上になります。

(意見・質疑の要旨)

富山教育長職務代理者 cocobunji と国立駅前のサービスコーナーが開かれてこんなに多くの本が貸し出されていること、また、インターネットで申し込んでおくとそこで貸していただけたり、通勤途中や帰るときにそこで返せたりする便利さがあることで利用する人たちが増えることは、大変良いことだと思いました。現在、国分寺市では体育館や社会教育施設の相互乗り入れをしています。例えば国分寺市の駅を使っている小平市の方や、国立駅を利用している国立市の方がインターネットで申し込んで、市民サービスコーナーで本を借りることも、多分あるのではないかと思います。図書館利用の相互乗り入れで、他市の方が市民サービスコーナーでの図書の貸出しを利用しているおおよそのデータがございましたら教えてください。

図書館課長兼本多図書館長 現在、国分寺市の近隣市ということで、国立市、小平市、府中市、立川市と図書の相互利用ができる協定を組んでおります。ただし、委員がおっしゃった予約サービスにつきましては、他市から国分寺市の本について予約をするサービスを行っておりませんので、この数値の中には他市からの利用者は一切含まれていない形に

なっております。

〔協議〕
なし

〔その他〕
なし

〔閉会〕

午前 11 時 47 分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

2 番 佐久間 博美

調製職員

4 番 高山 審一

日高久善